

実施設計業務委託特記仕様書

【射撃競技会場仮設競技場等】

I 業務概要

1. 委託業務名 愛知・名古屋 2026 大会射撃競技会場仮設競技場等設計業務委託
2. 計画概要
 - (1) 競技会場 愛知県総合射撃場
 - (2) 所在地 豊田市宇連野町ウネ畑地内
3. 契約期間 契約締結日から 2024 年 10 月 18 日まで
4. 設計概要

敷地面積	247,390.68 m ²		
構造・規模	仮設競技場	鉄骨造	平屋建 約 2,400 m ²
	仮設保管庫	鉄筋コンクリート造	2階建 約 200 m ²
	仮設保管庫	鉄筋コンクリート造	平屋建 約 100 m ²
	その他仮設諸室		約 400 m ²

上記建物に係る仮設整備実施設計一式
5. 委託の概要 愛知・名古屋 2026 大会(以下「大会」という)開催時、競技会場に必要な仮設競技場等の整備及び撤去・復旧に係る実施設計を行う。
その他仮設を含む電気設備・機械設備・昇降機・外構・植栽等を含む。

II 業務仕様

設計業務特記仕様書に記載されていない事項は、「建築設計業務委託共通仕様書」による。

1. 特記仕様書の適用
特記仕様書に記載された特記事項の中で ・ 印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。
2. 建築士事務所の要件
建築士法第 23 条の 6 による設計等の業務に関する報告書が適切に提出されていること。
3. 管理技術者の資格要件
建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による一級建築士(建築士法第 22 条の 2 による定期講習を修了し、かつ有効期限内であるものに限る)
4. 電子納品
本業務は電子納品の対象とする。
5. 設計業務
 - (1) 業務内容
一般業務は平成 31 年国土交通省告示第 98 号別添一 実施設計に関する標準業務及び追加業務については、次による。

項目		業務内容
1) 要求等の確認	i 監督員の要求等の確認	組織委員会が提示する様々な要求等を再確認し、必要に応じ、設計条件の修正を行う。なお、業務内容には次の事項を含む。 (ア) 定例会議等において、組織委員会関係課からヒアリングを行いその条件整理を行う。 (イ) 競技規則に基づく施設基準について、IF 及び AF からの指示があった場合、その条件整理を行う。 (ウ) 指定射撃場の指定に関する内閣府令に基づく施設基準について、関係機関との打合せを行いその条件整理を行う。
	ii 設計条件の変更等の場合の協議	基本設計の段階以降の状況の変化によって、監督員の要求等に変化がある場合、施設の機能、規模、予算等基本的条件に変更が生じる場合又はすでに設定した設計条件を変更する必要がある場合においては、監督員と協議する。
2) 法令上の諸条件の調査、関係機関との打合わせ及び申請手続き	i 法令上の諸条件の調査	建築物の建築に関する法令及び条例上の制約条件について、基本設計の内容に即した詳細な調査を行う。
	ii 建築確認申請等に係る関係機関との打合わせ	ア 仮設許可申請及び建築確認申請(消防法含む)を行うために必要な事項について関係機関と打合せを行う。 イ 自然公園法特別地域許可申請を行うために必要な事項について関係機関と打合せを行う。 ウ 銃砲刀剣類所持等取締法指定射撃場の指定を受けるために必要な整備事項について関係機関と打合せを行う。
	iii 申請手続き	ア 仮設許可申請 イ 建築確認申請 ウ 自然公園法特別地域許可申請
3) 実施設計方針の策定	i 総合検討	基本設計に基づき、意匠、構造及び設備の各要素について検討し、必要に応じて業務体制、業務工程等を変更する。
	ii 実施設計のための基本事項の確定	基本設計の段階以降に検討された事項のうち、監督員と協議して合意に達しておく必要のあるもの及び検討作業の結果、基本設計の内容に修正を加える必要があるものを整理し、実施設計のための基本事項を確定する。
	iii 実施設計方針の策定及び監督員への説明	総合検討の結果及び確定された基本事項を踏まえ、実施設計方針を策定し、監督員に説明する。
4) 実施設計図書の作成	i 実施設計図書の作成	ア 実施設計方針に基づき、建築主と協議の上、技術的な検討、予算との整合の検討等を行い、実施設計図書を作成する。なお、実施設計図書においては、工事施工者が施工すべき建築物及びその細部の形状、寸法、仕様並びに工事材料、設備機器等の種別及び品質並びに特に指定する必要がある施工に関する情報(工法、工事監理の方法、施工管理の方法等)を具体的に表現する。 イ 実施設計の内容について、オーバーレイブック等に反映させる。
	ii 建築確認申請図書等の作成	関係機関との事前の打合せ等を踏まえ、実施設計に基づき、必要な建築確認申請図書及び仮設許可申請図書を作成する。

5) 整備費積算書の作成	工事費、大会期間中の維持管理費、撤去・復旧費の積算書(営繕積算システム(RIBC2)、積算根拠図及び数量調書)を作成する。
6) 実施設計内容の監督員への説明等	<p>実施設計を行っている間、監督員に対して、作業内容や進捗状況を報告し、必要な事項について監督員の意向を確認する。</p> <p>実施設計図書の作成が完了した時点において、実施設計図書を監督員に提出し、監督員に対して設計意図及び実施設計内容の総合的な説明を行う。</p> <p>成果物の提出時期について、成果物個別の内容が纏まり次第、都度提出し、説明する</p>

(2) 業務の留意事項等

設計業務着手にあたり、現地確認の上、組織委員会から提示する要求その他の諸条件、競技要件、銃砲刀剣類所持等取締法(指定射撃場の指定に関する内閣府令)その他の法令等を整理し、原則として以下のように設計を進める。

1) 総合・建築

- ア 組織委員会が提示する仮設競技場(射撃競技ファイナル会場及び銃器・銃弾保管庫)に必要な諸条件に基づき設計を進める。
- イ 仮設競技場は、施設所有者等から既存施設を借り上げて整備することから、施設所有者等の影響を最小限にする。また、原則全て大会開催後に撤去・復旧することを考慮してコストを踏まえつつ計画を行う。
- ウ 大会開催後の撤去・復旧に関する計画も含めて設計を行う。
- エ 愛知・名古屋 2026 アジア競技大会(以下、「アジア大会」という)後に愛知・名古屋 2026 アジアパラ競技大会(以下、「パラ大会」という)を予定している競技会場である為、各フェーズの計画及び転換計画の設計を行う。
- オ 競技要件、関係法令等を確認・検討の上で設計を行い、必要に応じて既存部分の改修等設計を行う。
- カ 別途施設所有者側で発注される既存施設の恒久改修工事等が予定されている為、その設計及び工事に係る各種情報について、設計に反映させる。
- キ 組織委員会が別途契約する発注者支援業務受注者、エネルギー供給検討業務受注者等から別途提示される検討結果、要求等については、監督員と協議の上、設計に反映させる。
- ク 大会開催時の運営計画等の与条件を踏まえ機能的に運用できるよう組織委員会関係課からの要望をもとに基本設計図書を作成する。
- ケ 観客席、関係者席(コメンタリーポジション、カメラポジション等)は、組織委員会関係課からの要望をもとに競技の見易さ等を検討し計画を行う。
- コ 作成する図面の形式等については別途監督員からの指示による。なお、図面には各諸室のスペースコード(諸室名の符号)を記載する。
- サ 基本設計において敷地調査(レベル測量を含む)が必要となった場合、調査に必要な協力を行う。
- シ 官公庁協議結果の仮設要件に適合できるよう設計を行う。
- ス 各種申請手数料(確認申請、許可申請等)は、発注者の負担とする。ただし、内容の不備に起因する手直しや再提出等に要する費用(申請手数料を含む)については受託者負担とする。
- セ 持続可能性
 - a. 大会後に廃棄する材料等が増えないようにするため、できる限りレンタル品、リース品、リユース機器等を用いた設計とする。
 - b. レンタル、再利用、リサイクル等の対象を整理する。
- ソ 機能、規模、工期、周囲の環境、敷地の状況のほか、危険、災害、公害等の防止についても配慮するとともに、関係法令に準拠したものとすること。
- タ アクセシビリティ・ガイドラインへの適合性チェックを行い、監督員の確認を受ける。

- チ 組織委員会のパートナー企業が決定した場合には、独占的又は優先的に同社の製品等を供給する権利を有していることを理解し、確認する。
- ツ 組織委員会が提示するブロックプランに図示された観客、アスリート、スタッフ、メンテナンス業者等関係者の動線を整理し検討を行い、オーバーレイブックの配置図・平面図等に反映させる。

2) 構造

- ア 設置場所の特性に応じて、構造検討及び法的検証等を行う。
- イ 放送用や競技に必要な照明やスピーカー、スコアボード、大型映像装置、表彰用国旗掲揚ポール及び万国旗等の配置にあたり、荷重等を整理(必要に応じ計算)し、設置手法の検討を行う。
- ウ その他ケーブルカムタワー、仮設照明塔等必要な工作物の構造検討を行う。
- エ 基本設計において地質調査が必要となった場合、調査に必要な協力を行う。

3) 設備

- ア 大会期間中のエネルギー消費量(電気、ガス、水道等)について、組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件から負荷の積み上げによる設計を行う。
- イ 既存施設の設備状況を現地確認や図面、成果品、施設管理者、電気主任技術者、組織委員会等からのヒアリングによって現状把握し、既存施設の設備を有効活用できるように設計を行う。
- ウ 仮設設備の設置コスト及び運用コストを把握し、それらの費用対効果が最適となるよう設計を行う。
- エ 仮設受変電設備について、大会開催中の仮設電力を供給できるよう仮設オーバーレイ整備と調整の上で設計を行う。
- オ 競技/放送用照明設計については、照度や配置条件など、ホスト放送局、各アジア国際競技連盟(以下「AF」という)及び組織委員会等から提示する様々な要求その他条件を設計条件として整理し、要求レベルに応じた検討及び設計を行う。
- カ 仮設発電機及び無停電電源装置でバックアップすべき負荷について、組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件からバックアップ回路の設計を行う。
- キ 必要に応じて、仮設受変電設備及び仮設発電機等について、設置及びその運用に係る官公庁協議を行う。
- ク 1)セ 持続可能性に定めるレンタル品、リース品、リユース機器等を使用する場合は、各種試験やメーカー保証等によって必要な性能を担保できるものを適用すること。
- ケ 大会開催中の仮設受変電設備及び発電機等の運用について有資格者、消耗品、燃料等が必要となる場合は、それらを整理・想定し、概算費を仮設オーバーレイ基本設計において計上すること。
- コ 大会開催時の熱負荷、仮設建築物及び競技の特性等を考慮し、FOP や観客席等の空調設備計画・設計を行う。競技要件で競技エリア内の風速や風向、室温、湿度が定められている競技があるため、組織委員会が提示する様々な要求その他の諸条件から、必要要件を満たす空調設備計画・設計を行う。なお、既存会場は、既設空調設備の能力を調査及び整理し、機器配置やダクト経路等を計画する。
- サ 大会開催時の上下水需要や観客、関係者等の動線を考慮し、トイレ等の配置や給排水経路等の検討を行い、給排水衛生設備計画・設計を行う。
- シ 競技/放送用照明や大型映像装置のほか、別途工事予定の放送設備、情報通信設備、監視カメラ設備等については、必要な設備の配置や配線経路等の検討を行う。
- ス 放送や電力などケーブル配線に必要なケーブリング(コンテインメント)、ラックや工作物(ケーブルブリッジ等)等の検討を行う。
- セ 電力(電気設備)の設計は、別途発注するエネルギー供給検討業務受注者から提示する検討結果を整理し、設計に反映させる。

4) 工程表の作成

施設所有者の制約、調達方法など組織委員会が提示する条件を踏まえ、大会終了までの競技

会場の整備及び撤去・復旧の工程を検討し、工程表(ステップ図を含む)を作成する。

5) 会場整備区分表の作成

監督員と協議の上、仮設競技場整備工事及び別途工事の工事内容の整理を行う。

6. 業務の実施

(1) 一般事項

- ア 実施設計業務は、提示された適用基準等及び設計業務の進め方によって行う。
- イ 積算業務は、監督員の承諾を受けた基本設計図書及び適用基準等によって行う。
- ウ 開催都市契約書、OCA憲章および規則、開催構想並びに開催基本計画の主旨等を十分に理解し設計業務を行う。

○ 開催都市契約

(<https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/HostCityContract-AG2.pdf>)

○ OCA 憲章および規則

([oca2019.pdf \(joc.or.jp\)](#))

○ 開催構想

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/ag/280920-20thasiangames-3.html>)

○ 開催基本計画

(https://www.aichi-nagoya2026.org/assets/file/tournament/file94_2.pdf)

(2) 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行い、打合せ終了後1週間以内に議事録を作成し発注者に提出する。

- ア 業務着手時
- イ 監督員又は管理技術者が必要と認めた時
- ウ 定例会議(1回/月以上適宜):本業務受注者と発注者・監督員との会議。
- エ 現地調査時(施設管理者等との打合せ)
- オ 組織委員会関係課との打合せ(定例会議以外で行う場合)

(3) 適用基準等

ア 受注者は、設計業務の実施に当たっては、以下の a~d に示す基準等(以下「適用基準等」という。)に基づき行うものとし、これ以外の基準等を使用する場合は、監督員の承諾を得なければならない。

a. 国土交通大臣官房官庁営繕部が制定又は監修した次の基準等の最新版を適用する。

- 官庁施設の基本的性能基準
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
- 官庁施設の総合耐震診断・改修基準
- 官庁施設の環境保全性基準
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準
- 官庁施設の防犯に関する基準
 - ・ 官庁施設の津波防災診断指針
- 建築設計基準
- 建築設計基準の資料
- 建築構造設計基準
- 建築構造設計基準の資料
- 構内舗装・排水設計基準
- 構内舗装・排水設計基準の資料
- 建築工事標準詳細図
- 建築設備計画基準

- 建築設備設計基準
- 雨水利用・排水再利用設備計画基準
- 木造計画・設計基準
- 木造計画・設計基準の資料
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編・電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編・機械設備工事編）
- 公共建築木造工事標準仕様書
- 建築物解体工事共通仕様書
- 公共建築工事積算基準
- 公共建築工事積算基準の解説（建築工事編）
- 公共建築工事積算基準の解説（設備工事編）
- 公共建築工事積算基準等資料
- 公共建築工事標準単価積算基準
- 公共建築数量積算基準・同解説
- 公共建築設備数量積算基準・同解説
- 建築工事設計図書作成基準
- 建築工事設計図書作成基準の資料
- 建築設備工事設計図書作成基準
- 建築設備耐震設計・施工指針
- 建築設備設計計算書作成の手引き
- 昇降機技術基準の解説

b. 愛知県が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- 営繕工事における耐震性強化指針
- 県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針
- 人にやさしい街づくり望ましい整備指針
- 愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱
- 愛知県建築物環境配慮指針
- 設計基準（建築設計編）
- 公共建築工事設計書作成要領
- 公共建築工事費積算基準
- 愛知県あいくる材率先利用方針
- 愛知県電子納品運用ガイドライン
- 愛知県デジタル写真管理情報基準（案）
 - ・ 愛知県環境物品等調達方針
 - ・ 愛知県公共事業景観整備指針（案）
- 愛知県建築工事積算チェックマニュアル

c. 愛知・名古屋アジア・アジアパラ競技大会組織委員会が制定した次の基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

- Aichi-Nagoya 2026 アクセシビリティ・ガイドライン（仮称）（2023年11月作成予定）
- 警備ガイドライン
- 図面作成ガイドライン

d. その他

- アジア・オリンピック評議会（以下「OCA」という）、アジアパラリンピック委員会（以下「APC」という）、ホスト放送局、各国際競技連盟（以下「IF」という）が制定した基準等の最新版を適用する。（インターネットにより取得できるもの以外の資料は発注者から貸与）

※ 本設計業務委託では、OCA、APC、ホスト放送局、IF 等への説明等を受注者が直接行うことはない。説明等にとりあう資料及び調整結果等は、監督員から受注者に提示する。

イ 受注者は、適用基準等により難しい工法、材料、製品等を採用しようとする場合は、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。

ウ 受注者は、設計にかかる計算に使用した理論、公式の引用、文献等並びにその計算過程を明記するものとする。また、電子機器によって設計にかかる計算を行う場合は、プログラムについて、あらかじめ監督員に報告しなければならない。

(4) 資料の貸与及び返却

既存設計図書{ 建築 電気設備 機械設備・標準的設計図書}の貸与及び返却は、監督員の指示による。

本件契約後に貸与する貸与品は別表1による。

別表1(貸与品リスト)

貸与図書	内容
既存建築物設計図書	建築、電気設備、機械設備、昇降機、測量図等 CAD データ(配置図・平面図) PDF データ(図面一式)
令和3年度「第20回アジア競技大会射撃会場における競技実施可能性検討業務」報告書	仮設競技場計画検討資料 関係法令等に基づく諸室等の仕様や必要な手続き その他
「エネルギー供給検討業務」の検討結果資料	会場におけるエネルギー供給方法の検討結果
スペースコード	諸室名の符号
共通ガイドライン Vol.1	競技会場の施設計画に係る共通要件
図面作成ガイドライン	—
警備ガイドライン	—
(仮称)アクセシブルガイドラインチェック表	データ含む
地質調査報告書(参考)	計画場所に隣接するライフル棟の地質調査報告書

(5) 愛知県産材の利用促進

材料の選定にあたっては、「県有施設整備における愛知県産材の利用促進に関する指針」に基づき、愛知県産材の利用促進を図ること。また、業務完了時に木材利用調査表(様式1または様式2)を提出すること。

(6) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律における基準適合

法令上、適合義務対象でない場合であっても、適合するよう検討し設計に反映させること。

(7) 建設副産物対策

材料の選定にあたっては、「愛知県建設副産物リサイクルガイドライン実施要綱」に基づき、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底、再生資材の利用促進)について検討し設計に反映させる。また、「愛知県あいくる材率先利用方針」に基づき愛知県リサイクル資材評価制度で認定された材料の率先利用を図ること。

(8) 有害物質等の対策

関係図書や現地調査により対象施設内にアスベスト含有建材、設備機器のフロン類、PCB等環境上有害な材料が使用されていると判断された場合又は、使用されている可能性がある場合は、監督員と協議の上、その処理方法について計画するものとする。

(9) 建設リサイクル法

建設リサイクル法の対象工事の場合、分別解体等の方法、再資源化等をするための施設の名称及び所在地などの設計条件を設計図書に明示すること。

7. 提出物・成果物等

(1) 実施設計

成果物は、次に掲げるものを標準とする。また、射撃会場はアジア大会及びパラ大会で使用される為、成果物は大会毎に作成する。

- ◎ 設計条件等の整理・報告書
- ◎ 法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ議事録
- ◎ 以下の基本設計成果物に実施設計時までに変更となった内容を反映したものの
 オーバーレイブック
 会場整備区分表
 各室性能表
 競技・パラ転換計画図

成果物等		電子納品の適用	成果物等		電子納品の適用
建 築	◎ 仕上表	D, D/0	建 築 ・ 設 備 共 通	◎ 工事概要	D, D/0
	◎ 面積表及び求積図	D, D/0		◎ 特記仕様書	D/0
	◎ 平面図（各階）	D, D/0		◎ 敷地案内図	D, D/0
	◎ 断面図	D, D/0		◎ 配置図	D, D/0
	◎ 立面図（各面）	D, D/0		◎ 仮設計画図	D, D/0
	◎ 矩計図	D, D/0		◎ 各種技術資料	D, D/0
	◎ 展開図	D, D/0		◎ 設備容量等各種計算書	R, R/0
	◎ 天井伏図（各階）	D, D/0		◎ CASBEEあいち評価ソフト	R, R/0
	◎ 平面詳細図	D, D/0		◎ 関係法令協議書及び申請書	R, R/0
	◎ 部分詳細図（断面含む）	D, D/0		◎ 打合せ記録簿	R, R/0
	◎ 建具表	D, D/0		◎ 維持管理費用概要書	R, R/0
	◎ サイン計画図	D, D/0		◎ 確認申請書関係図	D, D/0
	◎ 外構図	D, D/0		◎ 確認申請書関係書類	R, R/0
	◎ 構造設計図	D, D/0		◎ 省エネルギー関係計算書	R, R/0
	(ア) 特記仕様書	D, D/0		・ 防災計画図書	R, R/0
	(イ) 構造基準図	D, D/0		・ 中高層建築物の届出書	R, R/0
	(ウ) 伏図（各階）	D, D/0		◎ 物価資料掲載価格比較書	R, R/0
	(エ) 軸組図	D, D/0		◎ 見積書等関係資料	R, R/0
	(オ) 各部断面図	D, D/0		（一覧表・比較書等）	
	(カ) 標準詳細図	D, D/0		◎ 複合単価等の作成	R, R/0
	(キ) 構造詳細図	D, D/0		（代価表・別紙明細書）	
	◎ 構造計算書	R, R/0		◎ 設計書	R, R/0
	◎ 設計説明書	R, R/0		◎ 工事費概算書	R, R/0
	◎ 【建築工事】数量算出チェックリスト	R, R/0		◎ 工事計画工程表	R, R/0
	◎ 【建築工事】数量チェックシート	R, R/0		◎ 木材利用調査表	R, R/0
	◎ 建築工事積算数量算出書	R, R/0		（様式1又は様式2）	
	◎ 建築工事積算数量調書	R, R/0		・ 環境問題等に関する資料	R/0
	・ 日影図	D, D/0		・ 企画書に対応する資料	R, R/0
	・ その他工事に必要な図書			・ 模型	R, R/0
				・ 透視図	D, D/0
				・ その他（ ）	

注意事項

- (注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。
- (注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。
- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダにCADデータ(s f c形式)を格納し、適用「D/0」は「DRAWING/ORG」フォルダにCADデータ(オリジナル形式)を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダにPDFデータを格納し、適用「R/0」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「ー」は適用外とする。また、PDFデータは、監督員と協議の上、XDWデータとすることができるものとする。
- (注4) 紙媒体での提出は電子納品対象(電子納品適用、適用外共)、電子納品対象外共各1部(各一式)とする。

成果物等		電子納品の適用	成果物等		電子納品の適用
電 気 設 備	○ 機器、盤類、照明姿図	D, D/0	機 械 設 備	○ 機器表	D, D/0
	○ 各種系統図、機器仕様	D, D/0		○ 給排水衛生設備系統図	D, D/0
	○ 各種結線図・盤関係図	D, D/0		○ 給排水衛生設備平面図(各階)	D, D/0
	○ 電灯・コンセント配線図(各階)	D, D/0		○ 消火設備系統図	D, D/0
	○ 動力設備平面図(各階)	D, D/0		○ 消火設備平面図(各階)	D, D/0
	○ 通信・情報設備平面図(各階)	D, D/0		○ 排水処理設備図	D, D/0
	○ 受変電設備図	D, D/0		○ 給湯設備図	D, D/0
	○ 自家発電設備図	D, D/0		○ 空気調和設備機器図	D, D/0
	○ 拡声設備図	D, D/0		・ 空気調和設備系統図	D, D/0
	○ 火災報知等設備系統図	D, D/0		・ 空気調和設備平面図(各階)	D, D/0
	○ 火災報知等設備平面図(各階)	D, D/0		○ 換気設備系統図	D, D/0
	○ テレビ共同受信設備図	D, D/0		○ 換気設備平面図(各階)	D, D/0
	○ 構内情報通信網設備図	D, D/0		○ 排煙設備図	D, D/0
	○ 誘導支援設備図	D, D/0		・ ガス設備図	D, D/0
	・ 電気時計設備図	D, D/0		○ 自動制御設備図	D, D/0
	・ 防犯設備図	D, D/0		・ 屋外設備図	D, D/0
	○ 雷保護設備図	D, D/0		・ 厨房機器設備図	D, D/0
	○ 構内配電線路図	D, D/0		・ 浄化槽設備図	D, D/0
	○ 構内通信線路図	D, D/0		・ ごみ処理設備図	D, D/0
	○ 構内交換設備図	D, D/0		・ さく井設備図	D, D/0
○ 部分詳細図	D, D/0	○ 昇降機設備図	D, D/0		
○ 【電気設備工事】数量算出チェックリスト	R, R/0	・ 搬送機設備図	D, D/0		
○ 電気設備工事積算数量算出書	R, R/0	・ 特殊設備図	D, D/0		
○ 電気設備工事積算数量調書	R, R/0	○ 部分詳細図	D, D/0		
・ その他工事に必要な図書		○ 【機械設備工事】数量算出チェックリスト	R, R/0		
		○ 機械設備工事積算数量算出書	R, R/0		
		○ 機械設備工事積算数量調書	R, R/0		
		・ その他工事に必要な図書			

(注1) 上記のうち・に、○印のものを標準として提出する。但し設計内容により監督員と協議の上省略することができる。

(注2) 詳細については、監督員と十分に協議すること。また、上記電子納品対象のうち、CADデータ以外で電子納品が

困難なものについては、監督員と協議の上、紙による納品ができるものとする。

- (注3) 電子納品対象業務について、適用「D」は「DRAWING」フォルダに CAD データ (s f c 形式) を格納し、適用「D/O」は「DRAWING/ORG」フォルダに CAD データ (オリジナル形式) を格納し、適用「R」は「REPORT」フォルダに PDF データを格納し、適用「R/O」は、エクセル、ワード、リビック、画像データがある場合に、「REPORT/ORG」フォルダにオリジナルデータを格納する。適用「一」は適用外とする。また、PDF データは、監督員と協議の上、XDW データとすることができるものとする。
- (注4) 紙媒体での提出は電子納品対象 (電子納品適用、適用外共)、電子納品対象外共各 1 部 (各一式) とする。

(2) 成果物の納入場所及び部数

納入場所: 会場整備課

部 数: 紙媒体 (A3 版二つ折りに製本) 5 部、その他検討資料 1 部、
電子納品用媒体 (CD-R 等) 2 部

(3) 成果物の扱いについて

成果物は、公共事業の円滑な執行を目的に、当該施設に係る工事の請負業者等に貸与し、当該工事における施工図の作成及び当該施設の完成図の作成等に使用することがある。また、工事の発注手続きにおいて、設計事務所名、設計者名、建築士登録番号等が記載された図面を「あいち電子調達共同システム」により提供する場合がある。

(4) 見積りの徴収

積算のため参考見積を徴収するときには、原則として文書により、形状寸法、品質、規格、数量及び納入時期・場所等の条件を提示しかつメーカー等が特定されないような見積条件とした上で 3 者以上から徴収を行うものとし、見積比較表を提出する。なお、見積を依頼するにあたっては、具体的な工事名を除くものとする。また、価格表示は労務価格とそれ以外 (材料価格や経費等) を分けたものとする。

(5) 物価資料掲載価格の採用

物価資料に掲載している価格を積算単価に採用する場合は、公共建築工事費積算基準 (愛知県建設局) 第 2 2-3 に基づき採用するものとし、物価資料掲載価格比較表を提出する。なお、一誌のみ掲載されている場合は、その単価を採用する。

(6) 整備費積算書の作成について

整備費積算書の作成にあたっては、監督員と事前に協議し、営繕積算システム (RIBC2) で作成した整備費積算書データを格納した電子媒体を提出すること。

(7) 成果物引渡後の設計協力

成果物引渡後、設計図書、設計数量、関係機関との打合せ等この業務に関する疑義が生じた場合は、その内容について説明するものとし、必要に応じて成果物の修補を行うものとする。

8. 電子納品について

- (1) 電子納品の対象とする成果物の作成については「愛知県電子納品運用ガイドライン」に基づくこととする。
- (2) 受注者は、電子納品に必要なハード及びソフト環境の整備を行うものとする。
- (3) その他、電子納品に関する詳細な取扱いについては、受発注者による協議の上、発注者の指示に従うこと。